平成２３年（フ）第４６号
奈良県大和高田市南本町３番９号
債務者　長田　峰子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
奈良県橿原市川西町77番地　県住Ｃ03棟504号、前住所奈良県橿原市川西町938番地の51
債務者　中前　幸子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
奈良県大和高田市大字市場724番地の７
債務者　中平　進一
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
函館市大町２番13号
債務者　新本　澄子
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７２号
北海道二海郡八雲町出雲町60番地171　出雲町Ｂ団地７－１　２－373
債務者　勇内山栄二
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７３号
北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山113番地１
債務者　板木　春美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第７８号
函館市亀田本町67番44号
債務者　白石　憲之
1　決定年月日時　平成23年３月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３３０２号
愛知県春日井市稲口町２丁目７番地19　吉田ハイツＡ
債務者　中村　光志
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４号
三重県志摩市阿児町安乗400番地３
債務者　石井はるみ
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第１９号
山形県東置賜郡川西町大字下平柳924番地の９
債務者　島貫　文明
1　決定年月日時　平成23年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第４４８号
千葉県四街道市物井795番地６
債務者　鈴木　悦子
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４７６号
千葉県成田市加良部５丁目４番地　２棟306号
債務者　岩田　寛子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１８号
千葉県佐倉市王子台３丁目15番地３　王子台ビル
債務者　島本　哲義
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２３号
千葉県成田市名古屋1257番地453
債務者　関口　裕通
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２９号
千葉県佐倉市本町145番地５
債務者　奈柄由紀夫
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３５号
千葉県成田市新駒井野115番地４
債務者　中村　圭亮
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３６号
千葉県佐倉市臼井1467番地３　佐々木方
債務者　熊谷　武美
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第４５号
千葉県白井市根1738番地の12、前住所千葉県船橋市金杉８丁目９番25―416号
債務者　二川　洋介
1　決定年月日時　平成23年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部